

香川県県民ホール指定管理者の募集に関する質問書の内容と回答

香川県政策部文化芸術局文化振興課

総務・振興グループ

TEL 087-832-3784

FAX 087-806-0238

番号	募集要項等の該当項目	質問	回答
1	【募集要項】 9管理の基準・業務の内容等 (4)指定管理者の収入等②—1) スライド制度の適応について	賃金・物価スライド制度運用の手引き<指定管理者制度> P4(3)利用料金収入等が公募時の収入計画を上回る見込みとなる場合 ① ※収入増加見込額＝「利用料金単価の引上げ額(引上げ後の単価—引上げ前の単価)×当初計画時の見込人数」により算出 当施設は、人数によって収入が変動いたします。 この場合の算出方法はどのようなのでしょうか。ご教示よろしくお願いいたします。	賃金・物価スライド制度の導入により、指定管理者は、インフレに伴う施設利用料の単価の見直し等が行われた場合は、残りの指定期間における各年度の収入増加見込み額を算出する必要があります。 収入増加見込み額の算出方法は「当初計画時の見込人数」については、県民ホールの場合「当初計画時の見込施設利用許可件数」としてください。
2	【募集要項】 9管理の基準・業務の内容等 (4)指定管理者の収入等②—1) スライド制度の適応について	賃金・物価スライド制度運用の手引き<指定管理者制度> P2 5収支計画の設定に係る留意事項 【留意事項】③、④ 指定管理期間における2年目以降の収支計画について ・賃金及び物価の変動は加味しないが、人件費における定期昇給は毎年の昇給を加味する、修繕などの一時的に発生する経費は増減額を加味して計上する、それ以外の水光熱等、今後の物価高騰による増額に関しては、加味せず(様式1)を提出する、と考えてよろしいでしょうか。 ご教示よろしくお願いいたします。	(様式1)スライド対象経費計算書における2年目以降の対象経費については、賃金及び物価の変動は加味しないでください。 ただし、人件費における定期昇給(毎年一定の時期を定めてその事業所の昇給制度に従って行われる昇給)、物件費における修繕費など一時的に生じる経費の増減額を適切に反映させてください。

3	【募集要項】 3 改修工事について	P2 小ホール棟 休館予定期間 令和9年1月～6月 大ホール棟 休館予定期間 令和9年10月～令和11年3月 とありますが、工事が遅延し開館予定が遅れ、指定管理者が計画していた収入より減収となった場合は、貴県にて補填をしていただけると解釈してよろしいでしょうか。 (リスク予想) ・工事完了予定月以降の利用予約(決定、仮予約)が利用不可のため利用できず減収になった場合。 ・利用予定であった施設が利用不可により、取消しに伴う費用全般 (損害補償などかかる諸経費も含む) ・その他 状況に応じて協議事項発生の可能性も加味していただけるのでしょうか。 ご教示よろしくお願いいたします	改修工事の工期変更により、当初計画していた利用料金収入等が減収となった場合の指定管理料の増額については、当該工期変更に伴う指定管理委託への影響額等を確認したうえで、県と指定管理者との間で協議し、決定するものと考えています。
4	【仕様書】 別紙6 施設維持管理業務内容	令和9年から令和11年まで、大ホール棟、小ホール棟の改修工事に伴い、設備並びに舞台機構等の更新があった場合、現在設置されている機材と異なるため、保守点検費用等が増額になることも予想されますが、その場合はリスク分担表(P13)⑦不可抗力の協議事項案件と考えてよろしいでしょうか。 ご教示よろしくお願いいたします	募集要項13ページのリスク分担表⑦不可抗力については、不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の件又は指定管理者のいずれの攻めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設管理・運営に影響を及ぼす利用料金の大幅な減収であり、改修工事に伴う設備並びに舞台機構等の更新による、保守点検費用等の増額は、上記には当たらないものであるため、リスク分担表に定めのないものとし、改修工事の内容が明確になり次第、県と指定管理者との間で協議し、決定するものと考えています。